

平成 30 年度

内閣府官民人材交流センターの事務の運営状況等に関する報告

令和元年 9 月 27 日

内閣府官民人材交流センター

1 官民人材交流センターの概要等

(1) 官民人材交流センターの設立、経緯

官民人材交流センター（以下「センター」という。）は、内閣府設置法第40条第2項、国家公務員法第18条の7第1項により、平成20年12月31日に内閣府に特別の機関として設置され、以下の業務を実施している。

ア 職員（国家公務員法第2条第4項に規定するものをいう。以下同じ。）の離職に際しての離職後の就職の援助（以下「再就職支援」という。）

イ 官民の人材交流の円滑な実施のための支援

当初は、退職を勧奨された者及び旧社会保険庁の廃止に伴い離職を余儀なくされることとなる職員を対象とした再就職支援をセンターが直接行っていたが、平成21年9月29日の閣議における鳩山内閣総理大臣の発言を受け、直接の再就職支援の対象を組織の改廃等により離職せざるを得ない場合に限定した。

その後、国家公務員の平均年齢が上昇している状況を踏まえ、職員の年齢別構成の適正化を通じて組織活力の維持等を図るため早期退職募集制度が導入された。民間企業では早期退職募集を効果的に行うため、再就職支援会社を活用することが相当程度普及していたことから、「国家公務員の退職手当の支給水準引下げ等について」（平成24年8月7日閣議決定）及び「国家公務員の雇用と年金の接続について」（平成25年3月26日閣議決定）を踏まえ、平成25年10月から、早期退職募集に応じて退職する者を対象として、民間の再就職支援会社を活用した再就職支援を行っている。

なお、自衛隊法の一部改正により、平成27年10月から、一般定年等隊員（自衛隊法第65条の3第2項第4号に規定するものをいう。以下同じ。）についても、再就職支援の対象となり、職員と同様、民間の再就職支援会社を活用した再就職支援を行っている。

また、人生100年時代における人材活用の観点から、国家公務員が培った能力や経験を、退職後に社会全体で活かしていくことは極めて有効であり、公正・透明な再就職の仕組みを構築することが必要とされることから、センターにおいて、企業・団体等の求人情報や、再就職を希望する者の求職情報を収集し、相互に提供することで、自主的な求職活動を支援する仕組みを新たに構築するとして国家公務員制度担当大臣の閣議発言が平成30年8月3日にあり、「官民人材交流センターに委任する事務の運営に関する指針」（平成26年6月24日内閣総理大臣決定、以下「運営指針」という。）が一部改正された。

これに基づき、平成30年12月に「官民人材交流センター求人・求職者情報提供事業の実施について」（平成30年12月12日内閣府官民人材交流センター長決定、以下「事業の実施について」という。）が決定され、平成31年1月から求人・求職者情報提供事業の利用申込受付を開始、2月から情報の提供を行っている。

(2) 現行の事務の内容

「運営指針」では、

ア 職員及び一般定年等隊員の離職に際しての離職後の就職の援助に関しては、

- ・ 離職後の就職を希望する職員及び一般定年等隊員（以下「再就職希望者」という。）並びに再就職希望者の採用を希望する求人者に関する情報を収集し、それぞれ求人者及び再就職希望者に提供する
- ・ 早期退職希望者の募集に応じて応募認定退職する者を対象として、民間の再就職支援会社を活用した再就職支援を実施する
- ・ 組織の改廃等に伴い離職を余儀なくされる職員又は一般定年等隊員に限り、国家公務員法第 106 条の 2 第 1 項に規定されている行為その他の再就職支援を直接行うことができる
- ・ 関係機関と連携して、職員及び一般定年等隊員の再就職活動に資する業務を行うことができる（ただし、国家公務員法第 106 条の 2 第 1 項に規定される行為は行わない）

イ 官民の人材交流の円滑な実施のための支援に関しては、

- ・ 府省等及び民間企業等に対する情報提供等を行う
- ・ 官民人材交流に関する制度及びその運用状況に関する広報・啓発活動を行う

とされている。

センターは、「運営方針」において、毎年度、内閣総理大臣に対して事務の運営の状況等について報告を行うとともに、これを公表するものとされており、本報告は、これに基づくものである。

2 事務の運営状況

(1) 職員及び一般定年等隊員の再就職支援に関する事務

運営方針の「1 職員及び一般定年等隊員の離職に際しての離職後の就職の援助に関する指針」に基づき、以下の業務を実施した。

ア 求人・求職者情報提供事業による再就職支援の実施状況

求人・求職者情報提供事業による再就職支援は、「事業の実施について」に基づき、再就職希望者のうち、本事業を利用する 45 歳以上で公的年金支給開始年齢に達するまでの間の者（離職者については、離職後 2 か月以内にセンターに利用の申し込みをし、利用開始から 1 年を経過しない者。以下「利用求職者」という。）を対象として、「利用求職者の情報」及び「採用を希望する求人者（企業・団体等）からの求人情報」を収集し、相互に提供することにより、再就職規制を遵守した自主的な求職活動が行えるよう支援するものである。

(ア) 求人・求職者情報提供事業による再就職支援の実施状況

① 求人情報の登録件数

平成 30 年度は、求人者、職業紹介事業者から 18 件の利用登録があり、125 名分の求人情報の登録が行われた。

② 求職者情報の登録件数

平成 30 年度は、145 名の利用求職者による求職者情報の登録が行われ、当該利用求職者に対して、定期的に①の求人情報の提供を行った。

(イ) 再就職の情報の公表

求人・求職者情報提供事業による再就職については、「官民人材交流センター求人・求職者情報提供事業実施要領（平成 30 年 12 月 19 日内閣府官民人材交流副センター長決定）」に基づき、利用求職者が再就職した場合、その情報を公表することとしている。

本事業による情報提供を開始した平成 31 年 2 月から平成 31 年 3 月 31 日までの間に情報の公表の対象となる利用求職者はいなかった。

(ウ) 制度周知、利用促進の実施状況

平成 30 年度における本事業の周知活動については、

① 求職者（国家公務員）への周知

- ・各府省の人事担当者を対象とした説明会を開催（内閣人事局と共催）し、所属する職員への周知を依頼
- ・「再就職準備セミナー」において本事業について説明

② 求人者（企業・団体等）への周知

本事業について効果的に周知を図るための広報資料を作成し、各経済団体や業界団体等を通じて傘下の加盟企業・団体等への本事業の周知協力依頼を行うとともに、個別の事業主（企業・団体等）に対しても本事業の周知及び利用についての検討依頼等を実施した。

イ 民間の再就職支援会社を活用した再就職支援の実施状況

民間の再就職支援会社を活用した再就職支援は、応募認定退職をする職員及び一般定年等隊員に対して、センターが委託した民間の再就職支援会社（以下「支援会社」という。）（※1）が、以下の取組を行うものである。

- ・ キャリアコンサルティング
- ・ 応募書類作成支援、面接対策、応募支援
- ・ 求人情報の開拓・提供
- ・ 再就職先の紹介・マッチング
- ・ 各種再就職セミナーの開催
- ・ 定着支援（※2） 等

なお、支援期間は短期コースの 6 か月間又は長期コースの 1 年間である。

※1 平成 29 年度及び 30 年度の支援開始者への再就職支援については、ともに株式会社パソナに委託して実施した。

※2 支援対象者の再就職後、再就職先における仕事の悩みに対するアドバイス等を支援期間内において提供し、職場への定着を支援するもの。

(7) 支援会社による再就職支援の実施状況 (※3)

平成 30 年度の実施人数は、平成 29 年度からの支援継続者 47 人（うち 12 名は定着支援）及び平成 30 年度に支援を開始した 62 人である。

① 平成 30 年度に再就職した支援対象者

平成 30 年度に再就職支援により再就職した(※4)者は 49 人である。

内訳は、平成 29 年度支援開始者が 30 人、平成 30 年度支援開始者が 19 人となっている。

② 平成 30 年度の支援開始者

平成 30 年度の支援開始者 62 人のうち、14 人については年度内に支援期間を終了し、48 人については、令和元年度まで引き続き支援を継続している。また、再就職者 19 人のうち、13 人については年度内に支援を終了しており、6 人については再就職後の定着支援を継続している。

※3 再就職支援の制度においては、支援開始から最大 1 年間の支援を行うものであり、平成 29 年度に再就職支援を開始した者のうち、平成 30 年度に支援を終了した者がいるため、平成 29 年度及び平成 30 年度の実施状況を合わせて報告している。

※4 「再就職支援により再就職した」とは、再就職先の紹介経緯や支援経過等を問わず、支援対象者が再就職支援を受けて再就職支援期間内に再就職したことを指す。

【平成 30 年度の実施状況】

(平成 31 年 3 月 31 日現在)

支援開始年度	平成 30 年度					(参考) 平成 29 年度				
	支援開始	支援終了	うち再就職 (自営を含む)	令和元年度 支援継続	うち再就職 (自営を含む)	支援開始	平成 30 年度 支援継続	再就職(自営を含む)		
								平成 30 年度	平成 29 年度	再就職率
短期コース	36 人 (16 人)	14 人 (9 人)	13 人 (8 人)	22 人 (7 人)	1 人 (0 人)	51 人 (33 人)	27 人 (18 人)	20 人 (14 人)	20 人 (17 人)	78.4% (93.9%)
長期コース	26 人 (1 人)	-	-	26 人 (1 人)	5 人 (0 人)	20 人 (2 人)	20 人 (2 人)	10 人 (1 人)	8 人 (1 人)	90.0% (100.0%)
合計	62 人 (17 人)	14 人 (9 人)	13 人 (8 人)	48 人 (8 人)	6 人 (0 人)	71 人 (35 人)	47 人 (20 人)	30 人 (15 人)	28 人 (18 人)	81.7% (94.3%)

(注) 表の下段に記載する括弧内の数は、職員の退職管理に関する政令(平成 20 年政令第 389 号)第 27 条に規定する管理又は監督の地位にある職員の官職又は自衛隊法施行令(昭和 29 年政令第 179 号)第 87 条の 24 に規定する管理又は監督の地位にある隊員の官職の者を示し、上段の数の内数である。

(4) 実施状況の公表

平成 30 年度における支援会社を活用した再就職支援の実施状況については、「平成 30 年度における民間の再就職支援会社を活用した再就職支援の実施要領(平成 30 年 4 月 12 日内閣府官民人材交流副センター長決定)」及び「平成 31 年度における民間の再就職支援会社を活用した再就職支援の実施要領(平成 31 年 3 月 28 日内閣府官民人材交流副センタ

一長決定)」において公表することとしており、詳細は別紙のとおりである。

(ウ) 制度周知、利用促進の実施状況

平成 30 年度における支援会社を活用した再就職支援については、

- ① 各府省の人事担当者を対象とした説明会の開催
- ② 再就職支援について効果的に周知を図るための資料を新たに作成し、人事担当者を通じて各府省への配布
- ③ 下記エの「再就職準備セミナー」において、再就職支援制度についての説明等を実施した。

ウ 組織の改廃等に伴い離職を余儀なくされる職員又は一般定年等隊員を対象としたセンターによる再就職支援の実施状況

平成 22 年度以降、国家公務員法第 78 条第 4 号又は自衛隊法第 42 条第 4 号の組織の改廃等に伴い離職を余儀なくされることとなる職員又は一般定年等隊員に対するセンターによる再就職支援は実施していない。

エ 職員の再就職活動に資する業務の実施状況

再就職に関心のある職員及び一般定年等隊員を対象に、民間企業等への再就職についての事例やキャリアチェンジの考え方等について講義を行い、民間企業等への再就職等について現実的なイメージを持たせることを目的とした「再就職準備セミナー」を平成 27 年度から実施している。

平成 30 年度においては、東京、札幌、福岡、大阪及び広島の 5 都市にて開催した。

【平成 30 年度再就職準備セミナー開催実績】

開催地	開催日	受講者数
東京	平成 30 年 10 月 17 日	146
札幌	平成 30 年 11 月 2 日	53
福岡	平成 30 年 11 月 16 日	99
大阪	平成 30 年 11 月 30 日	111
広島	平成 30 年 12 月 18 日	64
東京	平成 31 年 1 月 17 日	127
計	5 都市 6 回	600

また、国家公務員が退職後に民間企業等で活躍している事例集を作成した。

(2) 官民の人材交流の円滑な実施のための支援に関する事務

運営指針の「2 官民の人材交流の円滑な実施のための支援に関する指針」に基づき、より多くの民間企業等に対し、官民人事交流制度に関する周知・広報及び情報提供等を行うため、以下の業務を実施した。なお、求人・求職者情報提供事業にかかる周知についても併せて行っている。

ア 説明会及び意見交換会の開催を通じた情報提供及び広報・啓発活動

毎年、全国の主要な都市において、官民人事交流制度を周知し、府省と民間企業の人事担当者との間で意見や情報を交換する「官民人事交流に関する説明会及び意見交換会（以下「説明会」という。）」を内閣人事局及び人事院との共催により開催し、具体的には、

- ・ 民間企業に対する官民人事交流制度の説明
- ・ 官民人事交流の体験談の紹介
- ・ 各府省から官民人事交流の希望に関するPR
- ・ 府省と民間企業との情報交換、意見交換

等を実施している。

平成30年度においては計6回の説明会を開催した。説明会の開催に当たっては、経済団体を始めとする関係団体に協力を依頼したほか、民間企業に対して制度及びメリットを簡記したリーフレットを同封した案内状を送付することなどにより、民間企業が官民人事交流制度に関心を持ち、説明会へ出席してもらえるよう、積極的に働きかけた。

説明会終了時に出席企業に対し行ったアンケートにおいては、9割以上の民間企業から今後、官民人事交流を「実施したい」又は「検討したい」との回答を得ることができ、意見交換会でも、各府省に対し、多くの民間企業から官民人事交流に関する質問、相談等がされた。

【平成30年度説明会開催実績】

開催地	開催日	参加企業		参加府省	
		企業数	人数	府省数	人数
東京	平成30年9月11日	67	83	8	25
神戸	平成30年9月20日	4	6	3	8
札幌	平成30年10月16日	15	17	2	5
名古屋	平成30年10月25日	20	21	3	7
大阪	平成30年11月13日	26	28	2	6
東京	平成30年11月21日	39	50	8	20
計	5都市6回	171	205	26	71

イ 経済団体等に対する情報提供及び広報・啓発活動

説明会開催地以外の経済団体等を個別に訪問（12 県の 57 団体を訪問）し、官民人事交流制度の説明等を行った。また、経済団体が発行する会報誌等に官民人事交流制度の説明記事を掲載する等の周知を実施した。

このほか、経済団体が主催する会合に参加した会員企業等に対して、官民人事交流制度の説明（2 県の開催地で 31 会員企業等に説明）を行った。

ウ その他の取組

官民人事交流に関する情報提供の一層の充実のため、センターホームページに、説明会で紹介された官民人事交流の体験談の掲載等を行っている。

また、各府省及び人事院のホームページにリンクを設定し、任期付職員の選考採用情報など、国家公務員の採用に関する情報の提供を継続して行っている。

平成30年度における再就職支援の実施状況

○ 求人・求職者情報提供事業による再就職支援の実施状況

再就職状況

(該当なし)

○ 民間の再就職支援会社を活用した再就職支援の実施状況

再就職状況

(1) 府省別一覧

府省名	官職 本府省企画官 相当職以上	左記以外の者	合計
内閣府	1	—	1
総務省	—	1	1
法務省	1	2	3
外務省	—	1	1
厚生労働省	13	8	21
農林水産省	—	8	8
経済産業省	7	—	7
国土交通省	—	6	6
環境省	1	—	1
合計	23	26	49

(注)「本府省企画官相当職以上」とは、職員の退職管理に関する政令(平成20年政令第389号)第27条に規定する管理又は監督の地位にある職員の官職又は自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第87条の24に規定する管理又は監督の地位にある隊員の官職をいう。

(2) 本府省企画官相当職以上

氏名	退職時年齢	退職時官職		退職日	再就職日	再就職先	再就職先での地位
川崎 泰史	57歳	内閣府	経済社会総合研究所上席主任研究官	平成29年5月25日	平成30年4月1日	自営	個人業主
野崎 正章	50歳	法務省	さいたま区検察庁副検事	平成30年3月31日	平成30年7月1日	自営(行政書士)	行政書士
田河 慶太	58歳	厚生労働省	大臣官房付	平成29年12月8日	平成30年4月13日	健康保険組合連合会	理事
松森 靖	59歳	厚生労働省	大臣官房付	平成30年3月31日	平成30年6月4日	公益財団法人介護労働安定センター	本部運営企画室長
辻本 勝喜	58歳	厚生労働省	大臣官房付	平成30年3月31日	平成30年7月1日	東日本電線工業健康保険組合	総務部長
川崎 健三	58歳	厚生労働省	大臣官房付	平成30年3月31日	平成30年7月1日	一般財団法人船員保険会	常務理事
金田 弘幸	59歳	厚生労働省	大臣官房付	平成30年3月31日	平成30年7月1日	公益財団法人産業雇用安定センター	業務部長
植田 幹彦	59歳	厚生労働省	大臣官房付	平成30年3月31日	平成30年10月1日	公認会計士企業年金基金	嘱託職員
青木 重仁	55歳	厚生労働省	大臣官房付	平成30年7月31日	平成31年1月1日	シダックス株式会社	顧問
上島 隆	58歳	厚生労働省	大臣官房会計課福利厚生室長	平成30年3月31日	平成30年7月1日	公益社団法人日本診療放射線技師会	事務局長
高橋 良和	56歳	厚生労働省	労働基準局安全衛生部安全課安全対策指導業務分析官	平成30年7月31日	平成30年11月1日	公益財団法人安全衛生技術試験協会	試験企画部次長
山本 晃嗣	59歳	厚生労働省	成田空港検疫所次長	平成30年3月31日	平成30年7月1日	公益社団法人日本水道協会	主任調査役
町田 吉夫	58歳	厚生労働省	国立医薬品食品衛生研究所総務部長	平成30年3月31日	平成30年7月20日	日本漢方生薬製剤協会	常務理事
中崎 宏司	59歳	厚生労働省	国立感染症研究所総務部長	平成30年3月31日	平成30年7月1日	公益財団法人日本建築衛生管理教育センター	事務局長
後藤 健三	59歳	厚生労働省	関東信越厚生局指導総括管理官	平成30年3月31日	平成30年7月1日	民間放送企業年金基金	事務局長
鈴木 晴光	56歳	経済産業省	大臣官房付	平成29年12月31日	平成30年4月5日	一般社団法人日本鋳造協会	事務局長
渡邊 誠	54歳	経済産業省	大臣官房付	平成29年12月31日	平成30年5月1日	一般財団法人東北電気保安協会	企画本部部長
櫻井 孝史	59歳	経済産業省	大臣官房付	平成30年3月31日	平成30年8月1日	公益財団法人古紙再生促進センター	事務局長
頓宮 裕貴	54歳	経済産業省	大臣官房付	平成30年6月30日	平成30年10月15日	株式会社ヨロズ	主管
中島 英史	54歳	経済産業省	大臣官房付	平成30年7月17日	平成30年11月1日	一般社団法人日本電線工業会	顧問
進藤 秀夫	54歳	経済産業省	大臣官房付	平成30年7月25日	平成30年12月19日	塩ビ工業・環境協会	専務理事
波留 静哉	57歳	経済産業省	大臣官房付	平成30年8月2日	平成31年1月1日	一般財団法人日本自動車査定協会	総務統括部部長
笠井 俊彦	58歳	環境省	関東地方環境事務所長	平成30年7月6日	平成30年10月1日	自営	—

(注) 平成30年度に再就職支援を開始した者については、「平成31年度における民間の再就職支援会社を活用した再就職支援の実施要領(平成31年3月28日内閣府官民人材交流副センター長決定)」において「在職中における求職開始日」を公表することとしているが、該当する者はいなかった。

(3) (2)以外の者

退職時所属部局等		再就職先
総務省	四国総合通信局	認可法人外国人技能実習機構
法務省	東京地方検察庁	カンダコーポレーション株式会社
法務省	福岡入国管理局	自営
外務省	大臣官房	自営(行政書士)
厚生労働省	医薬・生活衛生局	公益財団法人友愛福祉財団
厚生労働省	医薬・生活衛生局	公益財団法人日本薬剤師研修センター
厚生労働省	東北厚生局	医療法人仁心会福山病院
厚生労働省	東北厚生局	医療法人東北医療福祉会山形厚生病院
厚生労働省	東京労働局	株式会社図書館流通センター
厚生労働省	東京労働局	アルフレッサメディカルサービス株式会社
厚生労働省	新潟労働局	日本ハウズイング株式会社
厚生労働省	山梨労働局	山梨県
農林水産省	東北農政局	尾花沢市役所
農林水産省	東北農政局	公益社団法人山形県シルバー人材センター連合会
農林水産省	中国四国農政局	国立大学法人鳥取大学
農林水産省	中国四国農政局	自営
農林水産省	九州農政局	フォントナの丘かもう株式会社
農林水産省	林野庁北海道森林管理局	キャリアバンク株式会社
農林水産省	林野庁関東森林管理局	山梨県森林組合連合会
農林水産省	水産庁漁政部	全国水産加工業協同組合連合会
国土交通省	国土技術政策総合研究所	大洋ビル整備株式会社
国土交通省	国土技術政策総合研究所	ランスタッド株式会社
国土交通省	関東地方整備局	イオンディライトセキュリティ株式会社
国土交通省	関東地方整備局	昭和株式会社
国土交通省	近畿地方整備局	兵庫県
国土交通省	北海道運輸局	株式会社札幌都市開発公社